

公的研究費物品購入等契約に係る取引停止等に関する要領

公益財団法人宮城県対がん協会

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人宮城県対がん協会（以下、「当協会」という。）における「競争的資金等取扱規程」第12条による不正取引に関与した業者への取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定め、公的研究費の厳正な執行・管理を達成することを目的とする。

(取引停止の措置)

第2条 統括管理責任者は、業者が、別表各項に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて同表各項およびこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 統括管理責任者は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容およびその理由、その他必要事項を最高管理責任者に報告しなければならない。

(取引停止に係る特例)

第3条 業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当した場合の取引停止期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各項に定める期間の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 統括管理責任者は、取引停止の期間中に業者が該当事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 統括管理責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

6 統括管理責任者が第4項および前項の措置を講じた場合の最高管理責任者への報告は、第2条第2項の規定を準用する。

(指名等の取消し)

第4条 統括管理責任者は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書または見積書が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5条 統括管理責任者は、第2条第1項の規定による取引停止、第3条第4項の規定による取引停止の解除及び第4条の規程による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく、別紙第7号様式または別紙第8号様式により通知しなければならない。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 統括管理責任者は、取引停止の期間中の業者が当協会の契約に係る製造等の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告または注意の喚起)

第7条 統括管理責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

附則

この要領は、2016年9月1日から施行する。